（管理課の所掌事務）

第三百二十五条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二百六十六条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　［略］

（統括審理官の職務）

第三百三十二条　統括審理官は、命を受けて、次に掲げる事務（犯則調査センター室、国際情報センター室、情報分析室、情報管理室、特別審理官及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　略］

三　犯則事件に関する関係機関との連絡に関すること。

四　［略］

2　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百四十人以内及び調査官三百十九人以内を置く。

［2・3　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官九十八人以内及び審理官百四十二人以内を置く。

［2・3　略］

第三百四十三条　［略］

［2～7　略］

8　東京税関成田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、東京税関羽田税関支署及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関成田航空貨物出張所に、次長三人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関

東京税関									十四人
横浜税関									十人
名古屋税関									四人
大阪税関									九人
神戸税関									五人
門司税関									六人
長崎税関									一人
合　計									五十人

［略］　［略］

（管理課の所掌事務）

第三百二十五条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第二百六十六条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　［同上］

（統括審理官の職務）

第三百三十二条　統括審理官は、命を受けて、次に掲げる事務（犯則調査センター室、国際情報センター室、情報分析室、情報管理室、特別審理官及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　同上］

三　犯則事件に関し、関係機関との連絡に関すること。

四　［同上］

2　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百三十五人以内及び調査官三百二十六人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官九十七人以内及び審理官百四十三人以内を置く。

［2・3　同上］

第三百四十三条　［同上］

［2～7　同上］

8　東京税関成田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ五人を、東京税関羽田税関支署に、次長四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関福

東京税関									十四人
横浜税関									九人
名古屋税関									四人
大阪税関									九人
神戸税関									五人
門司税関									六人
長崎税関									一人
合　計									四十九人

［同上］　［同上］